

国民年金だより

4月から若年者納付猶予制度が導入されます

これまで、本人が低所得でも、所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居している場合には、国民年金保険料免除の対象にはなりませんでしたが、今回新たに導入された若年者納付猶予制度は、20歳台の被保険者で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予される制度で、平成27年6月までの時限措置として創設されます。

若年者納付猶予制度の承認を受けた期間は未納の扱いにはなりませんので、万が一のときにも、障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができ安心です。

●対象となる年収の目安（平成17年度の基準）

単身世帯	122万円
2人世帯（夫婦のみ）	157万円
4人世帯（夫婦・子2人）	258万円

※本人だけでなく、配偶者も基準に該当していることが必要です。

※2人世帯、4人世帯は、夫か妻のどちらかのみに所得（収入）がある世帯の場合です。

●承認期間

平成17年度は、平成17年4月から平成18年6月まで、平成18年度以降は、7月から翌年6月までの周期になります。

ただし、周期の途中で30歳に到達する方につ

いては、30歳に到達する月の前月までとなります。

●手続き先

本庁町民課・各総合支所住民課窓口で申請してください。

※この若年者納付猶予制度の承認を受けた期間は、受給資格期間には算入されませんが、将来受け取る年金額には反映されません。10年以内であれば保険料を追納することができますので、年金額を満額に近づけるためにも、余裕ができたときに追納することをおすすめします。（2年以上経過した場合は、当時の保険料に一定の加算額がかかります。）

第3号被保険者の特例届出が実施されます

第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年前まではさかのぼって第3号被保険者の期間となりますが、それ以前の期間は、保険料未納の取り扱いとなっております。

4月から実施される特例届出をしていただくと、2年以上前の期間も第3号被保険者の取り扱いとなり、将来その分の年金も受け取ることができるようになります。

●平成17年3月までに第3号被保険者の届出をしているが、2年以上さかのぼったため「保険料未納の取り扱い」となっている期間がある場合は…

すでに特例届出があったものとみなして、2年以上さかのぼった期間も保険料納付済期間へ自動的に変更されますので、特例届出をしていただく必要はありません。該当者の方

には4月中旬に社会保険庁からお知らせが送付されます。3月までに届出をしていない方で、2年以上前の期間がある方のみ特例届出をしていただく必要があります。

●年金受給者の方は…

平成17年3月までに第3号被保険者の届出をしている期間は、前記同様、2年以上さかのぼった期間も保険料納付済期間へ自動的に変更され、平成17年5月分から年金額が改定になります。該当者の方には6月中旬ごろに支給額変更通知書が送付されます。

第3号被保険者の届出をしていない2年以上前の期間がある場合は、特例届出をしていただくことにより第3号被保険者の取り扱いとなり、届出のあった翌月分から年金額が改定になります。

問い合わせ先

高知西社会保険事務所 ☎875-11717

- ◎ 国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。
- ◎ 国民年金保険料の納付は、便利で確実な「口座振替」をご利用ください。

